

議 事 日 程 (1)

平成22年3月3日 午前9時59分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第3号 芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第4号 芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第5号 芦屋町モーターボート競走事業への地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第6号 芦屋町暴力団等排除条例の制定について
- 第7 町長提出議案 第7号 芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 町長提出議案 第8号 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 町長提出議案 第9号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 町長提出議案 第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 町長提出議案 第11号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 町長提出議案 第12号 芦屋町特別職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 町長提出議案 第13号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 町長提出議案 第14号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 町長提出議案 第15号 芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第16 町長提出議案 第16号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 町長提出議案 第17号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-----|----------------|-----------------------------------------------|
| 第18 | 町長提出議案
第18号 | 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 第19 | 町長提出議案
第19号 | 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 第20 | 町長提出議案
第20号 | 芦屋町子育て支援センター設置条例の制定について |
| 第21 | 町長提出議案
第21号 | 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第22 | 町長提出議案
第22号 | 芦屋町観光公園条例の制定について |
| 第23 | 町長提出議案
第23号 | 芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の制定につ
いて |
| 第24 | 町長提出議案
第24号 | 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 第25 | 町長提出議案
第25号 | 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 第26 | 町長提出議案
第26号 | 芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 第27 | 町長提出議案
第27号 | 芦屋町訪問看護ステーション設置条例の制定について |
| 第28 | 町長提出議案
第28号 | 平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第7号）について |
| 第29 | 町長提出議案
第29号 | 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について |
| 第30 | 町長提出議案
第30号 | 平成21年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第1号）につ
いて |
| 第31 | 町長提出議案
第31号 | 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について |
| 第32 | 町長提出議案
第32号 | 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）につ
いて |
| 第33 | 町長提出議案
第33号 | 平成21年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）
について |
| 第34 | 町長提出議案
第34号 | 平成21年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）につ
いて |
| 第35 | 町長提出議案
第35号 | 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第3号）につ
いて |
| 第36 | 町長提出議案
第36号 | 平成21年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 第37 | 町長提出議案
第37号 | 平成21年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて |
| 第38 | 町長提出議案
第38号 | 平成22年度芦屋町一般会計予算について |

- 第39 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
第39号
- 第40 町長提出議案 平成22年度芦屋町老人保健特別会計予算について
第40号
- 第41 町長提出議案 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
第41号
- 第42 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
第42号
- 第43 町長提出議案 平成22年度芦屋町給食センター特別会計予算について
第43号
- 第44 町長提出議案 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
第44号
- 第45 町長提出議案 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
第45号
- 第46 町長提出議案 平成22年度芦屋町病院事業会計予算について
第46号
- 第47 町長提出議案 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
第47号
- 第48 町長提出議案 大村市と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う
場外発売事務の委託に関する規約の制定について
第48号
- 第49 町長提出議案 芦屋町と受託施行者との間におけるモーターボート競走施行に
伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定について
第49号
- 第50 町長提出議案 委託施行者と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に
伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定について
第50号
- 第51 町長提出議案 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減につい
て
第51号
- 第52 町長提出議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の
増減について
第52号
- 第53 町長提出議案 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
第53号
- 第54 議員提出議案 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第1号
- 第55 議員提出議案 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
第2号
- 第56 議員提出議案 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第3号
- 第57 意見書案 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に
第1号 に向けた取り組みを求める意見書について
- 第58 意見書案 介護保険料の引き下げと減免を求める意見書について
第2号
- 第59 請 願 永住外国人地方参政権付与に関する意見書提出の請願について
第1号

第60 発 議 特別委員会の設置について
第 1 号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 益田美恵子 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人 6 番 岡 夏子 7 番 今井 保利 8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男
会計管理者 野口浩俊 総務課長 占部義和 企画政策課長 鶴原洋一
財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳 税務課長 入江真二
環境住宅課長 守田俊次 福祉課長 嵐 保徳 地域づくり課長 内海猛年
競艇施設課長 境 富雄 学校教育課長 鶴原光芳 生涯学習課長 本田幸代
病院事務長 小池健二

午前9時59分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。開会前に、皆様既にご承知のことと思いますが、住民課長入江明德氏が、2月23日にご逝去されました。ここで、ご冥福お祈りして、黙祷を捧げたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。

[起立]

○議長 横尾 武志君

黙祷。

[黙祷]

○議長 横尾 武志君

お直りください。

[着席]

○議長 横尾 武志君

次に、皆様にご報告をいたします。このほど室原議員が、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受けられました。先日、福岡県議長会事務局から表彰状が届いておりますので、この場において伝達したいと思います。室原議員、演壇前へお進みください。

表彰状、福岡県芦屋町、室原健剛殿、あなたは町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成22年2月9日、全国町村議会議長会会長野村弘。（拍手）記念品です。（拍手）

以上です。

○議長 横尾 武志君

ここで、会議を始める前に、総務課長から発言の申し出がっております。これを許します。

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

おはようございます。このたび、今回の議会の議案集を配付した後に議案の一部に誤りがあるということが発見されまして、3度まで差しかえをさせていただきました。大変恥ずかしいことでございます。以前より議長からしっかりせえとご注意を受け取ったにもかかわらず、今回また同じようなことをやってしまいました。大変申し訳なく思っております。今後最大の注意を払って事務に当たりますので、ご容赦いただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

それでは、会議に移ります。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、た

だいまから平成22年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月3日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、貝掛議員と11番、中西議員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第3号から日程第59、請願第1号までの各議案、意見書案及び請願については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、議員提出議案、意見書案の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

○議長 横尾 武志君

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。本日ここに22年芦屋町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、常日ごろから町勢振興のためご尽力とご協力を賜り、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日から22年度の諸議案の審議をお願いするわけでございますが、各議案の提案理由の説明の前に、施政方針の一端を申し述べ、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

21年度前半の実質経済成長率は3四半期連続のプラス成長であり、景気は最悪期を脱し、消費者や企業のマインドも持ち直していると言われております。

しかしながら、実態経済は9カ月連続で、完全失業率が5%台という高い水準で推移するなど厳しい状況にあります。国民の景気実感に近い名目GDP成長率は、一昨年春以降、6四半期連続のマイナスからプラス成長に転じたとはいえ、雇用不安やデフレスパイラルなど社会全体の不安心理の高まりが続いており、依然予断を許す状況ではありません。

地方においても、大きな変化が起きています。所得の減少によって個人消費が伸び悩んだ結果、町内の事業所においては売り上げの低迷が続き、新規の事業所の開設や設備投資も近年は減少傾向にあります。このような中、町の基幹収入であります町税も減少傾向が続くと見込まれ、引き続き財政のスリム化に努めていかなければなりません。

昨年の政権交代によって新たに打ち出され、閣議決定された地方分権改革推進計画、いわゆる地域主権は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる地域社会をつくるという基本理念のもと改革を進めるものです。改革のメニューには、ひもつき補助金の廃止や地方税財源の確保などの検討項目が掲げられ、本年度中には地域主権戦略大綱としてまとめられる予定です。このため、地域主権に迅速かつ的確に対応することのできる体制づくりが肝要だと考えております。このような厳しい経済情勢や変革の中であっても、責任ある財政運営と行政サービスの充実に力を注いでいかなければならないと考えています。

そこで、芦屋町を取り巻く諸般の状況から、現在の重要課題を次のように把握しております。

まず、1つ目は、町の財政です。

行政改革の推進により一定の効果は見られますが、まだまだ安心できる状況にはありません。とりわけ競艇事業につきましては、単独施行により町財政に寄与できる事業とするために企業として収益改善に努める必要があります。また、商工業を初めとする地場産業の活性化を進めていかなければなりません。

2つ目は、コミュニケーションづくりです。

皆さんが安心して豊かに暮らすためには、地域の連帯、連携が必要です。しかし、高齢化などにより、自治区からの脱退という現実があります。これを解決するには、地域などにおける人づくりではないかと思っております。要は、人づくりはまちづくりの視点とそれを具現化する財政の健全化であると考えます。ついては、芦屋町の再生を確かなものとするため、困難な課題であっても正面から向かい合い、地域とのコミュニケーションを大切にすることを基本に、幅広く知恵と工夫を集めて取り組んでまいります。

それでは、22年度における重要施策として、次の8点について所信を述べさせていただきます。

第1点目は、芦屋町を支えていく人づくりです。

本年3月1日にリニューアルオープンした町民会館は、1階ホールに可動式のいすを設置するなど改修を行いました。この改修の大きな意義は、2階に設置するボランティア活動センターによって町を支えていく人材発掘と育成、そして、参加する方々が生きがいを持って活躍できる場をつくることにあります。このため、あしや塾を初めとする生涯学習のさらなる充実、これまで地域を支えてきたボランティア連絡協議会、社会福祉協議会などと連携を図り、人づくりを進めてまいります。

第2点目は、身近な地域づくりです。

だれもが孤立することなく、お互い支え合って暮らしていける安全・安心な地域社会をつくっていくことが大切です。その地域社会の原点は自治区にあると考えます。しかし、自治区の加入率は66.3%と近隣の自治体と比べても低率であり、なおかつ減少傾向にあります。これは地域におけるコミュニケーションの衰退につながり、大きな社会問題になりかねません。このため、区長の代表の方々と何度も話し合いを進めていますが、現在まで有効な解決策を見出すことができない状況です。そこで、区長代表と職員で設置している自治区加入促進会議を自治区が活性化できる組織へと見直すほか、地域のリーダーづくりのための研修などあらゆる手だてを使って身近な地域づくりを進めていきます。

第3点目は、子育て支援です。

4月1日には、待望の子育て支援センターが開館します。子育て支援に関しましては、これまで延長保育や保育園の開放、民間ボランティア活動への公民館の提供などとどまっていたことが、子育て支援センターにより、あすを担う子どもたちの健やかな成長と乳幼児を持つお母様たちが少しでも安心して子育てができるよう環境を整え、推進してまいります。

第4点目は、図書館のリニューアルオープンです。

図書館の入る中央公民館は、本年6月下旬をめどに開館準備を進めています。改修工事の間、図書館や会議室が使えないなど住民の方々へは大変不便をかけていますが、リニューアルオープン後はギャラリーも備え、生涯学習の拠点施設としてふさわしいものになっていくと確信しています。図書館に関しましては1階にも面積を増床して、幼児からお年寄りまで各世代に満足していただける施設といたします。1人でも多くの住民の方々に足を運んでいただき、今後とも愛される図書館づくりを進めてまいります。

第5点目は、競艇事業です。

競艇事業の運営につきましては、これまで経営の合理化や開催日数の増加などに取り組んできたものの、長引く景気の低迷など、さまざまな理由から売り上げの減少に歯どめがかからず、非常に厳しい経営環境にあります。しかしながら、本年4月より競艇事業の芦屋町単独施行が決まり、議会費や消費税などの経費が不必要になるため、経営のスリム化が図られるほか、地方公営企業法の全部適用によって芦屋町単独でスピード感を持って売り上げ向上策や経営改善を行っていくことが可能になります。このため、議会と十分に協議しながら、本町財政に寄与する事業となるよう取り組んでまいります。

6点目は、行財政運営を確固たるものとすることです。

本町の本格的な行財政改革は、17年度に策定した行政改革大綱及び集中改革プランによって進められてきたものと認識しています。この行財政改革も本年3月で計画期間が終了いたします。現時点では、当初の目標であった基金残高の確保、見込まれる赤字の解消など平成17年度の財政シミュレーションと比較すると、大きな改善が図られています。これも住民の皆さん、議員各位及び職員のご理解と協力があったからこそ成果だと思えます。しかしながら、現在の経済状況を踏まえると、この改革の手綱を緩める時期ではありません。このため、22年度から新たに5年間を計画期間とする第2ステージの行政改革大綱及び集中改革プランに基づき行財政改革を推進してまいります。

第7点目は、人口対策です。

本町の人口は花美坂地区の開発にもかかわらず、漸減傾向が続いており、21年12月現在では約1万5,800人となっています。この人口減少に歯どめをかけることは、少子化傾向もあって非常に難しい問題です。この対策の一つとして、19年度に浜口高浜団地の一部を解体撤去した跡地を公売する準備を進めております。ほぼ地下埋設物の撤去工事も終えており、翌月以降、公売事務に取りかかる予定ですので、土地活用とともに、税収の増、生産人口の増加など町の活性化に寄与するものと考えております。

第8点目は、新たな総合振興計画の策定です。

現在の第4次総合振興計画は、22年度をもってその計画期間を終えます。5年、10年先の見通しのつかない激変の難しい時代ではありますが、住民との協働、持続可能な行財政運営のもと実効性のある計画、新たな時代ニーズに対応した計画づくりなどの視点を持って議会及び住民の皆さんの参画によって第5次総合振興計画を策定してまいります。

次に、第4次総合振興計画の将来像であります「歴史を守り、海と緑を生かし、人が育つまち」に基づき22年度の主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

最初に、「暮らしやすさを実感できるまちをめざして」でございます。

長年の念願でありました芦屋橋のかけかえにつきましては、景観や危険対策など県に対するグレードアップの要望も実現し、本年10月の開通を目標に工事が進められており、開通後は安全かつ住民の皆さんに愛され、親しまれる橋になってくれるものと期待しております。

地域の環境整備につきましては、はまゆう観光道路の改良を初め、身近な生活道路を計画的に整備するほか、栗屋地区の雨水排水設備の改良を進めてまいります。

また、下水道については、長寿命化計画のもと計画的な改修を進め、快適な暮らしを今後とも提供できるよう努めてまいります。

皆さんの生命や財産を守り、安全・安心のための施策につきましては、21年度に整備した防災行政無線及び大雨洪水に対するハザードマップなどをもとに全町で防災訓練などを実施してまいります。

身近な公園整備としては、花美坂地区及び芦屋橋の西側取りつけ部分公園整備に係る実施設計に着手することにしております。

また、国が整備主体となって自然とのふれあいや憩いの場として設計が進められています山鹿地区のかわまちづくり事業、祇園崎地区の魚道改良事業につきましては、地域の方々の参加をいただきながら整備内容を検討しておりますが、事業推進につきまして一層の働きかけを進めてまいりたいと思います。

環境分野につきましては、身近なごみに関する問題から地球規模の温暖化まで幅広い課題が私たちに突きつけられています。しかし、この問題は、生活行動の一部を見直すことで改善できるのではないかと考えています。このため、22年度より新たなごみ減量化計画を推進することとしており、家庭、そして、地域一体となって実践していくよう取り組んでまいります。

第2は、「イキイキとした活力あるまちをめざして」でございます。

農業の振興につきましては、昨年10月に3つのJAが合併して新たにJA北九州が誕生し、

それぞれのJAで培った人と物の集約によって機能強化が図れ、よい作用に働くものと考えていますが、担い手不足の解消などの問題は引き続き残っています。このため、農地の集約化や作物のブランド化に向けた取り組みを進めるとともに、農業用水路の改修など農業経営基盤の安定化を進めてまいります。また、レンゲ、菜の花の種子助成を行います。これは堆肥化及び農閑期の田畑を花いっぱいにして、上質な景観をつくり、さらにはこれを観光につなげていくことを目指して実施するものです。

漁業の振興につきましては、柏原漁港において漁港施設機能の集約化を図るため、製氷貯氷施設を移転させるための助成を行うこととしており、22年度から順次実施します。これにより、漁港機能の充実と生産効率の向上が図れるものと期待しております。

次に、商業の振興であります。経済危機の影響で、町内事業者は大きく疲弊していることは皆さんご承知のとおりです。このため、21年度より景気対策として商品券発行事業の助成などを実施しておりますが、22年度も引き続き実施してまいります。

また、長年の懸案でもありました船頭町駐車場の活用については、現在、公売に関する要綱を配付しておりますが、町の活性化のため、実現に向けて引き続き努力してまいります。

観光振興につきましては、22年度から今後5年間、観光協会が指定管理者として海浜公園及びアクアシアンを管理運営していくことになっております。この地域を拠点として交流人口の増加を図るため、芦屋釜の里を初め、町内の地域資源を生かす取り組みなども進めてまいります。

また、各方面の方々との協働のもと、花火大会を初め、各種イベントについても地域経済の活性化に結びつくよう取り組みを進めてまいります。

第3は、「思いやりと優しさを感じるまちをめざして」でございます。

芦屋中央病院につきましては、これまで同様に地域の皆様に信頼される高度医療機関として医療機器の整備やスタッフの充実に努めてまいります。また、施設は開院後33年以上経過しているため、給配水管などの設備が老朽化しており、改修工事を行います。

健康づくりにつきましては、住民の皆さんの健康づくりに寄与できるよう検診や健康教室を充実させてまいります。特に、本年に関しましては、新たに40歳以上の住民の方を対象に特定健診の受診率の向上と健康増進を目指し、特定健診や栄養教室などに参加いただいた方にポイントを付与するマイレージ制度を実施するほか、運動教室、集団検診などを実施してまいります。

また、芦屋町が保険者となっております国民健康保険の被保険者世帯には、保健師が全戸を訪問して、健康づくりに関する相談や特定健診の受診を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、老人憩いの家を快適に過ごせる交流施設として提供するほか、こ

れまで同様に介護予防のための訪問指導や筋力アップ教室などを実施してまいります。

また、65歳以上のひとり暮らしをされている高齢者の安心・安全対策として、救急医療情報キットを配布いたします。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法の制度に基づく各種サービスの充実に努めてまいります。そのサービスの一環として、相談支援事業を実施しておりますが、年々その相談内容が多岐にわたり、専門性が増していますことから、22年度より相談事業を委託し、障がいを持つ方々へのサービスの向上を図ることにしております。

児童福祉につきましては、最重要課題のところでお申しましたとおり、子育て支援センターが開館します。これからはこのセンターを中心に保育園、幼稚園、地域などと連携を深め、安心して子育てができる環境を充実させてまいります。

第4は、「心豊かな人が育つまちをめざして」でございます。

生涯学習につきましては、幹となる生涯学習基本構想、枝葉となる行動計画、あしや塾に基づいて住民の皆さんがいつでも、どこでも学べ、学んだ知識などを生かしていく地域づくりを進めてまいります。

コミュニティーにつきましては、地域でのつき合いがますます希薄になってきており、このままではお互いを支え合ったり、見守ったりすることができなくなるのではないかという不安を抱えています。このため、区長会を初め、各種団体と身近な問題についてキャッチボールをしながら、住民同士が触れ合い、助け合う地域社会の実現を目標に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、さわやかプロジェクトによる規範意識の向上、小学校4年生までの35人学級を初めとする学力向上事業によって児童生徒の学力を確かなものにするとともに、外国青年招致事業やホームステイ事業などによって英語教育や国際理解を進める教育などを引き続き実施してまいります。

特別支援に関しましても、芦屋中学校に通級指導教室を整備することを初め、相談事業などを充実させてまいります。

また、小中学校の耐震工事につきましても、本年は中学校の工事及び芦屋小学校の設計を行い、24年度までにすべての学校の耐震化事業が完了することを目指してまいります。

社会教育につきましては、中央公民館のリニューアルオープンが6月下旬を予定していることから、町民会館、東公民館及び山鹿公民館をより一層活用しながら、公民館活動や各種講座などの社会教育活動を推進してまいります。

また、町民会議への支援などを通して、青少年の健全育成を初め、だれもが個性を生かすこと

ができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ハード事業としては、総合運動公園にグラウンドゴルフや野球、サッカーなどに利用できる多目的グラウンドを整備いたします。

歴史、文化につきましては、中央公民館の3階にギャラリーがオープンしますことから、郷土出身の田中画伯などの作品展示、文化団体による利用促進、子どもたちへのワークショップなどを実施し、豊かな人間性をはぐくむ施設として活用してまいります。

また、芦屋釜や芦屋の歴史、民俗に関しては、これまでどおり情報発信を行うとともに、文化庁及び福岡県の支援を受けて実施しております「芦屋の八朔行事」の記録作成作業を完成させることにしております。

最後に、「みんなでつくる開かれたまちをめざして」でございます。

地域情報化につきましては、13年度に策定した地域情報化計画に基づき、地域イントラや町のホームページの改善、職員へのパソコン配備などを進めてきましたが、新たな地域情報化計画を策定し、住民の皆さんとの情報共有の促進、業務改善を図ってまいります。

また、業務効率化を目指して電算の基幹系システムの遠賀町との共同利用を進めてまいります。

行財政運営につきましては、財政面で22年度当初予算において地方交付税が3.5%と伸びていますが、町の基幹収入である町税や各種交付金は経済不況の影響を受けて、前年度に比べて減少すると見込まれております。

歳出面では、新しい施設のオープンに伴い、賃金や各種委託料などの物件費が必要となっております。このため、さらに事務事業を点検し、簡素で効率的な行財政運営を図ってまいりたいと考えています。

また、住民サービスの面においても、年々複雑多様化しており、これに対応するには住民の皆さんとの協働ということも視野に入れなければならないと考えます。このため、的確な情報提供と参画の場づくりを進めてまいります。

住民サービスの財源、あるいは対価となる町税及び各種使用料につきましては、今後とも不公平を是正する意味からも収納を強化してまいります。

また、活用の見出せない土地の売却などを進めて、財源確保に努めてまいります。

職員の資質向上につきましては、ここ数年多くの幹部職員などの退職に伴って新規職員の採用が続いており、資質向上や育成は喫緊の課題です。このため、これまで行ってきた職員研修を見直し、研修制度を充実させてまいります。同時に、役場組織も縦割りで課題を解決するのではなく、横の連携によって最善の処置が図れる組織づくりを検討してまいります。

最後に、職員に対する本年の訓示として、現場主義、スピード感、横の連携の3つの意識を持って仕事に取り組むことを指示しています。これは過去の慣例にとらわれることなく、そして、目まぐるしく変化する社会環境に的確に対応するため、そして、何よりも住民の目線で物事を考えることが重要であるということを述べたものですが、このことを土台にして、より充実した行財政運営を進めていく所存でございます。

以上、22年度の施政方針の概要を述べさせていただきました。これらの課題や施策に全力を傾け、繰り返しではありますが、芦屋町の再生を確固たるものとするために全力で取り組んでまいります。つきましては、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは引き続き、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

議案第3号から第5号、第7号から第9号、第11号、12号、第45号、第48号から第50号までにつきましては、いずれも芦屋町外二カ町競艇施行組合を解散し、モーターボート競走事業が芦屋町の単独施行になること及びこの事業に公営企業法を全部適用することに伴い、関係条例を整備するものでございます。

まず、議案第3号の芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法第4条の規定に基づき、芦屋町モーターボート競走事業の設置及びその経営の基本に関する事項について、新たに条例を制定するものでございます。

議案第4号の芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につきましては、同じく地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準について、新たに条例を制定するものでございます。

議案第5号の芦屋町モーターボート競走事業への地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、競艇施設課の廃止や芦屋町モーターボート競走事業の設置に伴い、廃止条例2本、一部改正条例8本をあわせて整備するものでございます。

議案第6号の芦屋町暴力団等排除条例の制定につきましては、福岡県暴力団排除条例の制定に伴い、芦屋町においても暴力団等の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するため、条例を制定するものでございます。

議案第7号の芦屋町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、実施機関の「公営企業管理者」を削り、「モーターボート競走事業管理者と財団法人芦屋町開発公社」を追加するものでございます。

議案第8号の芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、競艇事業局の職員を定数化する必要があるため、新たに区分を設け、定数を定めるものでございます。それにあわせて他の事務部局についても、集中改革プランによる定員適正化計画推進による職員数の減少を反映させた定数に改正するものでございます。

議案第9号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、モーターボート競走事業管理者を常勤の特別職職員と位置づけ、給料の額と必要事項について規定するものでございます。また、議案第13号で提案いたしております退職手当審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

議案第10号の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職種の範囲及び手当の種類について、現在の業務の実態に合わせたものに改正するものでございます。

議案第11号の芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、競艇事業職員の特殊勤務手当については別途規定を制定するため、関係条文を削減するとともに、その他の特殊勤務手当につきましても、実態に合わせて改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町特別職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、モーターボート競走事業管理者の退職手当の支給割合について、新たに規定するものでございます。また、退職手当について、新たな退職手当の支給制限及び返納制度を一般職に準じて設けるため、改正するものでございます。

議案第13号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、退職後に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められるに至ったものの、退職手当の全部または一部の返納を命ずることができるなど、退職手当について新たな支給制限及び返納制度を設けるものでございます。また、退職手当の支給制限等の処分について、調査審議する機関として退職手当審査会の設置を規定するものでございます。

議案第14号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報公開による写しの交付にかかわる手数料を条例ではなく、別途情報公開条例施行規則で規定するため、削除するものでございます。

議案第15号の芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、22年3月に在宅介護支援センターを廃止することに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案第16号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用

者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者になったものに係る保険税について、軽減措置を当分の間継続するものでございます。

議案第17号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人町民税における寄附金税額控除の適用対象を新たに定めるほか、軽自動車税の課税の正確性向上と事務の効率化のため、軽自動車税の納期を改正するものでございます。

議案第18号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定及び議案第19号の芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町暴力団等排除条例の制定に合わせ、町営住宅及び所得制限外住宅から暴力団員を排除することができるよう改正するものでございます。

議案第20号の芦屋町子育て支援センター設置条例の制定につきましては、子育て中の家族やこれから子育てを始める人たちが安心して子どもを産み育て、子育てに夢や喜びを感じることができる環境を整備するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第21号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の保育所徴収基準表の改正に伴い、町の保育料徴収基準額表の一部を改正するものでございます。

議案第22号の芦屋町観光公園条例の制定につきましては、魚見公園、城山公園の管理運営に関することを明確にするため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第23号の芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の制定につきましては、少人数学級編制を行うため、町独自で教職員を任用することについて、法令に基づく必要な事項を定めるものでございます。

議案第24号の芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中央公民館の3階に展示室、ギャラリー「あしや」を設置することに伴い、使用料等を規定するものでございます。

議案第25号の芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町総合運動公園内にある野外訓練場の宿泊利用を廃止し、日帰り利用を促進するため、使用料金を改正するものでございます。

議案第26号の芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋東小校区留守家庭子ども会を子育て支援センター内に移設することに伴い、設置場所を改正するものでございます。

議案第27号の芦屋町訪問看護ステーション設置条例の制定につきましては、芦屋町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、同条例で規定していた訪問看護ステーション設置に関する内容を新たに制定するものでございます。

議案第28号から議案第37号までの平成21年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ2億8,500万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金や町有土地売り払い収入、地方消費税交付金が増額になるとともに、中央公民館改修事業等に伴います過疎債のほか、財政調整基金や福祉行政基金からの繰入金を減額しております。

歳出につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業を計上するほか、退職勧奨に伴います退職手当や病院事業3条補助金、障害者福祉費の知的障害者施設支援サービス費を増額するとともに、年度末の所要額確定による不用額を減額するものでございます。

なお、繰越明許費として地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業や観光看板設置工事、全国瞬時警報システム整備工事を措置するほか、債務負担行為の補正として第5次総合振興計画策定事業及び戸籍システムリース料を予定しております。

議案第38号から議案第47号までにつきましては、平成22年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が53億7,100万円で21%の減、国民健康保険特別会計が17億4,900万円で5.5%の増、老人保健特別会計が200万円で72.5%の減、後期高齢者医療特別会計が1億9,700万円で12%の増、国民宿舎特別会計が1億1,200万円で1.2%の増、給食センター特別会計が1億6,200万円で7.7%の増、訪問看護特別会計が2,400万円で増減なし、モーターボート競走事業会計が、収益的収入では494億1,300万円、支出では496億1,600万円、資本的収入では2,000円、支出では4億8,900万円、病院事業会計が収益的収入では20億5,600万円で1.1%の減、支出では21億6,000万円で1.6%の増、資本的収入では9,200万円で26.4%の減、支出では1億7,400万円で36.6%の減、公共下水道事業会計が、収益的収入では5億7,000万円で8.5%の増、支出では5億3,200万円で1.8%の減、資本的収入では3,300万円で91.6%の減、支出では2億4,000万

円で55.3%の減。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入歳出について説明しますと、まず一般会計におきましては、昨年度と比較して14億1,400万円の減額予算となっております。このうち文化会館建設準備基金廃止による5億3,300万円を除きますと、実質8億8,000万円、14.1%減の予算となっております。この主な要因は、町民会館改修事業や中央公民館改修事業、子育て支援センターなどの大型事業が完了したことによるものです。

歳入の主なものは、町税が前年度とほぼ同額の12億5,000万円、地方交付税が前年度比6,000万増の17億7,000万で措置したほか、子ども手当に伴う国庫支出金、県支出金を新たに計上しております。町債につきましては、臨時財政対策債や退職手当債等で5億5,400万円の借入を予定しておりますが、過疎債につきましては、現在、国会で過疎地域自立促進特別措置法が法改正も含めて6年間延長される予定で審議されておりますので、その内容が決まり次第対応したいと考えております。

なお、22年度から競艇事業が芦屋町の単独施行となりますが、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、当初予算ベースでは科目保存で措置しております。そのため、不足財源は基金の取り崩しで対応していますが、前年度比1億3,200万円減の1億4,800万円を計上しております。

歳出の主なものは、子ども手当2億8,600万円を措置するほか、防衛施設周辺整備調整交付金事業として栗屋雨水調整池ポンプ改良工事やはまゆう観光道路改良工事、魚見公園遊歩道サポートルール設置工事などを計上し、芦屋橋グレードアップ負担金や総合運動公園整備工事、芦屋小学校耐震補強工事実施設計委託なども計上しております。

そのほか民生、衛生費関係では、緊急医療情報キット購入費を計上するほか、検診率アップのため、ポイント制でサービスが受けられる特定健診マイレージ制度の導入、ごみ減量対策として電動式生ごみ処理機補助金を計上しております。

農林水産関係では、柏原漁港製氷貯氷施設整備補助金のほか、遠賀郡農業共済事業の京築、北九州地区との合併に伴う負担金を計上しております。

教育費では、小中学校のホームページ作成委託のほか、図書館やギャラリーオープンに伴う事業費を計上しております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国保税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などがございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出

金が主なものでございます。

老人保健特別会計につきましては、老人保健事業がほぼ終了しているため、歳入につきましては繰越金を、歳出につきましては予備費を計上しております。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、保険料及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、施設建設に係る起債償還金などが主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、給食賄材料費などが主なものでございます。

訪問看護特別会計の主な歳入は、事業収入、前年度繰越金でございます。歳出につきましては、職員の人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、競艇事業収益の主なものは開催収入と場間場外発売受託事業収入などがございます。競艇事業費用の主なものは営業費用で、開催費や宣伝広告費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、前年度の実績を勘案しまして対前年度比で入院収益は0.49%の増収、外来収益は5.47%の減収を見込んでおります。資本的収支では医療機器購入のための企業債と一般会計補助金として過疎債分を、支出では医療機器購入費や起債の償還金などを計上いたしております。

公共下水道事業会計の収益的収支につきましては下水道使用料及び一般会計補助金の収入を、支出では浄化センターなど施設の維持管理費などを計上いたしております。資本的収支では国庫補助金、一般会計補助金、企業債などの収入を、支出では浄化センターの機械、電気設備の実設計、西浜ポンプ場などの機械電気設備の実設計及び企業債償還金などを計上いたしております。

以上が当初予算関係でございます。

議案第48号の大村市と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う場外発売事務の委託に関する規約の制定につきましては、大村市が営むモーターボート競走施行に関するボートピア金峰における場外発売事務の管理及び執行を芦屋町が受託するものでございます。

議案第49号の芦屋町と受託施行者との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定につきましては、芦屋町が営むモーターボート競走施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務の管理及び執行をみどり市ほか27施行者に委託するもの

でございます。

議案第50号の委託施行者と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の委託に関する規約の制定につきましては、みどり市ほか28施行者が営むモーターボート競走施行に伴う場間場外における場外発売事務の管理及び執行を芦屋町が受託するものでございます。

議案第51号の福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減及び議案第52号の福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減につきましては、前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されたこと並びに八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されたことに伴い、各組合を組織する地方公共団体の数を増減するものでございます。

議案第53号の福岡県介護保険広域連合規約の変更につきましては、構成市町村の減少から支部の再編を行うことに伴い、規約の変更を行うものでございます。

以上、長時間にわたりまして施政方針並びに提案理由のご説明を終わらせていただきます。大変お疲れさまでございました。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

次に、9番、松上議員に議員提出議案第1号の趣旨説明を求めます。松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨説明を行います。

芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散が、平成21年12月議会で可決され、本年の4月から芦屋町単独開催となる予定でございます。したがって、仮称ではありますが、競艇事業局の管理課と事業課の関連議案の委員会審議が芦屋町議会に新たに加わろうとしています。

そこで、この2課と都市整備課を総務文教常任委員会で審議することとし、民生産業常任委員会で学校教育課、生涯学習課の審議をするなど所管を変えて、あわせて名称を「総務文教常任委員会」から「総務財政常任委員会」に、また、「民生産業常任委員会」から「民生文教常任委員会」へと変更をするものでございます。両委員会の所管のバランスを考慮したよりよい委員会運

営を期するものであります。

以上で提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で松上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、7番、今井議員に議員提出議案第2号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

議員提出議案第2号の趣旨説明を行います。

配付されてます73ページの資料に従って条例を次のとおり制定するものとするということで提出しておりますので、この条例の改正部分を読み上げたいと思います。

芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中、「12月1日」の次に「（以下この条において「基準日」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2、期末手当の額は、基準日現在において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145を、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額とする。

第5条中、第3項を削り、第4項を第3項とする。

附則、この条例は、昭和22年4月1日から施行とするという条例の制定の議案提出をいたしたいと思います。

この条例を提出する理由は、特別職における加算額を同額に議員もするということが一つであります。そして、現在、この経済状況、町民一人一人が困窮してる、税収も減ってる中で、我々議員が率先して我々の費用を削減、返上することで、1人でも町民の方々を助けることができる、1人でも多くの人たちが就職できるということに寄与できればという願いで条例を提出しております。

なお、具体的には1人当たり議員約23万円の年収のカットであり、トータルとしては300万円を超える年収のカットであります。これは、先ほどの町長の説明にあります町税予算計画における300万円の減少をカバーできるものと思い、最終日には議員全員で私の希望といたしましては提案者となり、賛成者としていただくことをお願いいたしまして、議員提案の説明を終わります。ありがとうございます。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の趣旨説明は終わりました。

次に、4番、辻本議員に議員提出議案第3号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

4番、辻本でございます。芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

芦屋町では、国における三位一体改革及び地方分権改革などによる地方税の削減などで非常に厳しい行財政運営に陥り、これを抜本的に改革するため、平成17年度から自主自立のまちづくりに向けて行財政改革に取り組んでいます。議会としてはこれと歩調をともにして、議会みずからも議会改革に取り組んでいる状況であり、その一環として平成19年度から議員定数を3名削減するとともに、議員の行政視察の隔年化及び期末手当15%削減などを実施してきたところであります。

しかしながら、競艇事業の不振、明るさを見出せずにいる地方の経済状況、少子高齢化、人口の減少傾向などにより、基金を取り崩さざるを得ない行財政運営が継続しています。このため、議会としては行政のさらなる改革及び無駄の排除について監視監督機能を十分に発揮しなければならないと考えますし、町民からのさらなる改革が求められている現状をかんがみ、積極的に対応しなければならないと考えます。

私は、このような厳しい状況下であるがゆえに、議会みずからが議会改革を推し進める必要があり、さらなる議員定数の削減案として、現行の「13名」を「12名」に改めることを提案します。

なお、1名の削減提案につきましては、議員定数は委員会構成等を考えると、偶数であるべきとの考えであり、かつ昨年度の実績で換算しますと、議員1名の削減効果は約600万円になるという考えからであります。

以上、議員提出議案第3号の趣旨説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、8番、川上議員に意見書案第1号及び意見書案第2号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案について、意見書案を読み上げまして趣旨説明といたします。

核兵器をめぐる世界の状況は、核の拡散や使用の危険性が高まり、核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である核不拡散条約体制が崩壊の危機に瀕するなど、極めて緊迫しています。

しかし、2009年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米とロシアの第1次戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山由紀夫首相の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意の表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

被爆国の政府としてこうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を初め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

国会及び政府におかれましては、広島市と長崎市が主宰する平和市長会議（国内570都市、国外2,992都市加盟）が2008年4月のNPT再検討会議準備委員会において、2020年までに核兵器廃絶の実現に向けた道筋とその期限を包括的かつ明確に定めるために発表した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同していただき、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、意見書案第2号介護保険料の引き下げと減免を求める意見書案について、趣旨説明をいたします。

介護保険制度開始から10年を迎えました。福岡県介護保険広域連合は、開始時の72自治体から33自治体へと半分以下になろうとしています。介護保険制度は、住民が受けた介護サービスの約半額を住民で相互に負担し合う制度となっているために、行き届いた介護をすればするほど保険料がはね上がります。広域連合でも同じで、当初2,980円の基準額でスタートした保険料が今では3グループに分けられ、最高額のAグループでは2.2倍の6,275円（日本最高額）、また、一番低いCグループでも1.3倍にもなっています。

また、高過ぎる保険料に加えて介護サービスの受給が抑制されてきたため、最近では毎年のように黒字が発生し、今では借入金の返済も2009年度で全額終わる見通しで、たまった基金は17億円にもなっています。この黒字になったお金や基金は、もともと被保険者に還元されるべきものです。この基金を活用すれば、保険料を引き下げることができ、また、所得の低い人への保険料の減免も実施することができます。これらの財源を活用して保険料を引き下げ、減免制度

を設けるよう強く要望します。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、7番、今井議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、永住外国人地方参政権付与に関する意見書提出の請願書について、趣旨説明をいたします。

お手元の資料の80ページに請願書における要旨及び理由が書かれ、81ページに永住外国人地方参政権付与に関する意見書(案)が載っております。この要旨1を読み上げ、提案の趣旨説明とさせていただきたいと思います。

1、要旨、鳩山民主党連立政権は、現在、永住外国人に地方参政権を付与する法改正を検討しています。

しかし、地方参政権とはいえ、地方公共団体は我が国の安全保障や国家百年の大計である教育、エネルギー、食糧問題など国家の存立や重要事項と密接にかかわっており、我が国の忠誠義務のない外国人、また、我が国と国益を異にする外国人に参政権を与えることは極めて無防備過ぎます。

参政権は、憲法15条1項にも明記されているように、国家と運命をともにする国民に与えられた固有の権利であり、国家の将来に責任をとる義務を負う国民に与えられた特別な権利です。

したがって、憲法の規定にも反するような参政権の付与については、官民挙げての議論や国民の十分な理解が必要であります。それを抜きにして法案を提出することは、まさに国民主権のじゅうりんであります。貴議会におかれましては、政府が検討している永住外国人への地方参政権付与につきましては、ぜひ慎重に対応していただくよう意見書の採択をお願いしますというのが要旨です。

81ページに意見書の案が書いてありますけど、あくまでもこの意見書につきましては最後の行に書いてありますように、この意見書は、国に対して当議会から永住外国人地方参政権付与に関しては個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望しますという意見書でまとめておりますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行うところではありますが、長時間であり、この後も少し時間がかかりますので、いかがいたしましょうか、休憩とりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

それでは、ただいまからしばらく休憩いたします。再開は12時10分から再開いたします。

午後0時00分休憩

.....
午後0時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第26号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

議案26号について質問いたします。

この議案は、先ほども町長のほうの説明でもございましたが、今年の4月1日より子育て支援センターがオープンするというに伴い、こちらのほうで東小学校区の留守家庭の子ども会がここで、いわゆる放課後保育をするということになってはいますが、これはちょっと21号のところと本当は関連することではございますが、いわゆる20号の設置条例の中には留守家庭の子ども会の事業が具体的には書いてないということではあるんですけども、今までの小学校の中のクラスだったんだろうと思います。この間の現在の状況から、こちらのほうに移動される場合のいわゆる誘導だとか、そこら辺がちょっと見えないし、ちょっと気になるところがあるんですが、現状と4月からこちらになるということで、どのように変わるのかということ概要ご説明いただけないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

東小留守家庭子ども会がプレハブからこちらのほうに移るわけですけど、新1年生とか、そういうことの子どもに対してはうちのほうの指導員が学校の近くまで行って、誘導して安全性を高めるということを考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そこが一番気になる場所でした。特に、道路を渡るということもありますので、一応陸橋あたりを利用して渡ってくるのだとは思いますが、そこら辺の十分な配慮はちょっとお願いしたい部分があります。

それと、おおむね50人という今回のセンター内の施設のスペースと今までプレハブでやっていたスペースがどのように違うのか、というのは定数変わらないですね、これ。だから、逆に4月以降ふえた場合に、それが多少対応ができるのかなというような、そこら辺がちょっと気になります。教えてください。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

定員については変えておりません。現在、おおむね50人で、実際は30人弱、30人前後の子どもが今通っております。このままの形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第28号については、歳入、歳出に分けて質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で議案第28号についての質疑を終わります。

次に、日程第29、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第37、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第38、議案第38号については、歳入、歳出に分けて質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

102ページの8款土木費5項都市計画費13節委託料、この中で（仮称）鋳物師公園設計業務委託というふうになっていまして、初めてこういった名称を聞くんですけど、この鋳物師公園、これはどういったものであるか、そういったところのご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

102ページの鋳物師公園設計業務委託でございますが、芦屋橋のかけかえ工事を現在やっております。その芦屋側のほうに若干の用地ができて、そこに仮称ではございますが、鋳物師公園として23年度以降に公園整備を行う予定にしております。そのための公園の設計を行うものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

その公園の広さはどのくらいになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

まだ測量等を実施しておりません。したがって、具体的にきちっとした広さというのは、まだ承知しておりません。この間現地にちょっと行きましたけれど、10メートル掛け20メートルぐらいの程度になるのではなかろうかという、今概算ではそういう感じでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。

それでは、最後の質問になりますので、ちょっと2点ほど伺います。

その土地の所有はどこの土地であるのか、それともう一点、ちょっと概要がよく見えませんが、公園の整備の内容はどのようにするのか、その点をちょっとお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

一応土地は町有地でございます。これに関しては、いわゆるまちづくり交付金、これを充ててする事業ということで、今申請はしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

歳出の74ページ、児童措置費に関する扶助費のところ、現政権といいますか、新政権が子ども手当を公約としていた関係で、新年度から子ども手当が支給されるんですが、これもいろいろ紆余曲折を経て来年、いわゆる23年度以降もまだはっきり確定していませんが、22年度のところでこのように設定された、できれば内訳と支給はもちろん一緒にされるということで、支給月とかいうのも変わらないんでしょうか、概要をちょっと教えてください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、お答えいたします。

ここの扶助費のところ、児童手当と子ども手当という2段書きにしてございます。これは1年間分ではございますが、児童手当の場合は今回6月に子ども手当として支給します。

ただ、これが4カ月分でございますので、2月、3月分は、まだ子ども手当分のみの支給になるということで、この分、2カ月分は今児童手当をお支払いしてある方に払うということになります。

そして、残りの分の10カ月分、来年4月から、これが1月まで、この分が残り10カ月分を子ども手当として組んでおります。今児童手当としてお支払いしているのが1,463人にお支払いしております。これが新たに子ども手当、これにつきましては中学生も対象になりますし、それから、児童手当の場合は3歳未満は一律1万円でございますが、3歳以上の児童につきましては

は、1子、2子は5,000円、3子から1万円ということになっておりますので、こういったものもろの状況で数字が子ども手当になりますと、一律1万3,000円になってまいります。

それと、所得制限になっている方につきましては、この児童手当が対象になりません。今回はそういう所得制限がございませんので、そういう方も対象になるということで、最終的には今で言います児童手当の支給対象児童が1,463人でございますが、これに中学生と、それとあと所得制限外の児童数だとか、転入とかということで、今回新たには2,200人を子ども手当の対象ということで、1万3,000円の2,200名の10カ月分で、ここで2億8,600万ということでございます。

それと、先ほど言いました子ども手当の1,883万円というのは、現在、支給しております1,463名、これがそれぞれの対象の児童数によって金額も違ってまいります。この分が2カ月分組んでおりますのが1,883万、合計で子ども手当に関しましては新年度3億483万円というような内訳でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、わかりました。

もう一つ、84ページになります。塵芥処理費の中の負担金補助金及び交付金のところで、生ごみ処理機に関して補助金が3万円と、先ほど町長のほうの説明でもありました電動式生ごみ処理機の補助金が40万円計上されています。この生ごみ処理容器補助金というのはコンポスト、従来のそれだろうと思えますけれども、この3万円のいわゆる補助台数の内訳と実際補助金があるものに対してどれだけ補助されるのかということと、今年度新しく出てきます電動式生ごみ処理機、これも同じようなところでご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

生ごみ処理容器の補助金でございますが、予算額につきましては3万円を計上させていただいております。この補助につきましては、容器1個当たり購入代金6,000円のうち2分の1でございます3,000円を補助いたしますので、10個分を一応予算計上させてもらっております。

次に、電動式生ごみ処理機補助金でございますが、予算額40万円を計上させてもらっております。これにつきましては上限といたしまして2万円の補助をするということで予算化をしてお

りまして、20基分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で議案第38号についての質疑を終わります。

次に、日程第39、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第40、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第41、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第42、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第43、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第44、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第45、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第46、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第47、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第48、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第49、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第50、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第51、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第52、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第53、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第54、議員提出議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第55、議員提出議案第2号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

今井議員に敬意を表して質問いたします。これは民意と言われれば時代の流れですから、議員報酬の引き下げにはだれも反対しません。たとえ無報酬であっても、ここにいる13人は再びこの場に返ってくると、同志であると私は信じております。

私は、賛成の立場であえて質問いたします。期末手当の加算率というものの、これは100分の145とか100分の165とか、これ条文は本当わかりにくいんですよ。これは町民にわかるように説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

この条文についての説明といたしますか、むしろ加算率というものが、現在、突出、議員がしておると、これは昭和30年代に決められた条例の中で、実質的には40%という加算率になっていると、今回町長及び特別職と同じように20%に、同一にして、我々も特別職ですから、きちんと平均しようということで、単純に20%に加算率をするというふうに考えていいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 3番 田島 憲道君

ありがとうございます。これも次の辻本議員提出の提案した議員定数削減案ともども全会一致で、ぜひ上げていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第56、議員提出議案第3号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

第3号について、議員定数を「13人」から「12人」に改めるという議員定数削減の条例ですけど、この議員定数の削減につきましては全員協議会でも数回議論しまして、そういった点では議員定数削減に対する私の考えは述べておりますので、その点については触れませんが、ただ、私の記憶によりますと、全員協議会で論議されたときは10名の定数という、3名削減案という形で論議をされたと思います。今回出されたのは12名ということで、1名削減という形になってますが、なぜ10名だったのが12名になったのか、その根拠と合理的な理由、そこら近所を伺います。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

ただいま川上議員からご質問がありますように、全員協議会を開催していただいたときには13名の定数を10名にということが妥当だということで意見を述べさせていただきました。

ただ、その中で、同志である議員の皆さん方から賛同を得られませんでした。そのときも私申し上げましたが、やっぱり郡内他町との人口比からすれば、芦屋町は本来は平均ですと9人ですが、10人で、また、先ほどから言いました偶数であるべきだということを考えておりましたので、10で提案いたしました。

ところが、今申し上げましたように賛同を得られなかったということと、もう一つ、先ほどから町長も説明されておりましたが、競艇事業の単独施行等々考えますと、今後審議案件が増加すると、こう思われます。そういうことから、今回偶数であるべきという立場から1名減にというご提案を判断をさせて、提案をさせていただきましたということでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

定数を減らすなら減らすなりに、そういったように合理的な理由があるから3名減らすんだという、そういったところで提案されるのが私は筋だと思います。3名がだめだから1名だということになれば、3名減らす、また、1名減らす合理的理由が成立しないというふうに思います。

また、辻本議員も言われましたように、今後競艇の問題とか、そういった点で議会が機能を発揮して、チェック機能も含めて、また、提案を行うという、そういった点では重要な役割を果たしてくるということで、議員一人一人が能力を発揮し、住民の負託にこたえなければいけないという責務を重く受けるという、そういったことになると思います。そういった点になれば、辻本議員が言われたように、当然もっと十分な審議をするために議員をふやしていくという、そういった方向がやっぱり私は、そういった観点から見れば妥当ではないかと思えます。

ただ、財政的な問題もありますので、そういった点で簡単にふやすということはできないと思います。

ですから、私は、もしこういったふうに財政的な問題があつて、十分な審議が行われなければいけないというふうで議員定数を提案するのであれば、例えば、600万円の経費削減が必要だということを目的とするのであれば、600万円分の報酬を削減し、そして、議員定数を1人ふやして14名にすれば偶数議員になって、委員会構成も半々になるという、そういったことになると思うので、そういった点では減らすだけではなくて、見方を変えていけばふやして、辻本議員の言われるような考え方を実現することもできると思いますが、そういったふうな考え、論議は起こらなかったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

今のご質問ですが、今この現状でふやすということは14人になるということです。これ到底町民の方々の賛同と申しますか、町民の方々の批判はすごく出ると思います。私が申し上げたいのは、この本会議そうですけれども、実際13名、議長さんが1名おられます。じゃこちら12名、そうすると可否同数となった場合には議長が裁決権を行使することになります。それはできるだけ避けたほうがいいということから、議員定数の数については偶数という考え方が望ましいと思つて提案をしています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それ言われることはわかります。それで、私もふやせということ言ってるんじゃないで、さっき言ったようなことを考えるなら、やはり14の定数にするという、そういった方法もあるんだというふうに思いますので、だから、基本的には14の定数が地方自治法に基づく定数よりか

オーバーしとるとか、そういったことであるなら無理酷なことかも知れませんが、地方自治法では、議会の定数は、芦屋町は22名、そういったふうな定数が本来の妥当な定数だということを決めてるんですから、そういった点では14名にすること自体もそう私は筋の通らない話ではないと思います。だから、そういった点で、もっとこの定数条例については十分な議員の中でも論議が必要ではないかということを申し述べて質疑いたします。

○議長 横尾 武志君

答弁はいいですか。

○議員 8番 川上 誠一君

はい、いいです。

○議長 横尾 武志君

はい。ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第57、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第58、意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第59、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

日程第60. 発議第1号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第60、発議第1号特別委員会設置についてを議題いたします。

別紙委員会付託表のとおり、競艇事業関連議案については、議員全員で構成する競艇事業関連

議案審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、教育委員会及び都市整備課関連議案についても、議員全員で構成する教育委員会及び都市整備課関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

その他の各議案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

午後0時45分散会
